

金融庁「原則」と当社「対応方針」との対応関係

金融庁 「顧客本位の業務運営に 関する原則」	方針	方針	方針	方針	方針
	お客様にとって最適な商品のご提案	お客様へのわかりやすい説明と 情報提供	ご契約後の充実したアフターフ ォー	「お客様の声」の活用	適正な態勢構築および社員育成
原則2					
注1					
原則3					
注1					
原則4	非該当(保険会社から支払われる手数料の多寡によって販売商品が影響されることはなく、高い手数料商品を優先的に販売することはないため)				
原則5					
注1					
注2	非該当(複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等していないため)				
注3					
注4					
注5					
原則6					
注1					
注2	非該当(複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等していないため)				
注3	非該当(金融商品の組成に携わっていないため)				
注4	非該当(複雑またはリスクの高い金融商品に該当するものはないため)				
注5					
原則7					
注1					